

警戒情報

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第49号)

配信日 平成24年9月25日

高齢者が狙われています

全国的に高齢者を狙った事例が発生しています。
地域で被害の未然防止にご協力ください。

例)

●SF商法（催眠商法）

空き店舗や会議室、または民家などに人を集め、日用品を無料で配って得した気分にならせて、最後に高額な健康器具や健康食品などを買わせる商法です。巧みな話術で会場を盛り上げ、周りの雰囲気巻き込むようにして、消費者の冷静な判断を鈍らせてから高額な商品を販売します。 ※詳しくは別添のチラシをご覧ください。

●劇場型詐欺

複数の業者が登場し、A社（勧誘業者）が、B社（販売業者）の販売する商品・役務・権利を、購入額を上回る金額で買い取るなどという勧誘を行い、B社と契約するように仕向けて、最終的にお金をだまし取る詐欺です。

★消費生活出前講座のご案内★

最近はやっている悪質商法の事例、消費者としての心構え等、消費者センターから職員を派遣して、お話をします。寸劇やクイズを交える等楽しい講座です。詳しくは下記までお問い合わせください。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

[相談受付時間] 平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)

見守り 新鮮情報

第44号

自宅に男が「近くに介護用品の店を新しく開くので話を聞いて」と訪ねてきた。外に出ると近所の人も集まり、ふきんなどをもらった。さらに「別の場所へ行けばもっとよいものを渡す」と、1キロ先の民家に車で連れて行かれた。

戸が閉められ営業員数人が後ろに並び、帰れない**雰囲気**になった。

景品を貰った後、湯治で有名な温泉の話が始まった。「その湯の花と同じ成分が入った**温熱器**を使えば、足腰の痛みが取れる」と繰り返し説明され、**23万円**もする温熱器を契約してしまった。



「新規開店」「景品」につられ 温熱器を買わされた

■平成20年5月頃から ■九州・沖縄地方で



ひとこと助言



見守るくん

冷静に
判断してね

- 「新規開店の宣伝」を口実に声をかけ、「タダでものをあげる」と車で遠くの会場に連れて行き、いろいろなものを配ります。得した気分させ、周りの雰囲気に巻き込むようにし、最後に高額な商品を買わせる商法です。
- 「格安」「無料配布」で誘われても、安易に会場に行かないことです。
- クーリング・オフできるケースもありますので、早めにお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。